

まちづくりを支える

ービスや公共事業などを行うための重要な財源にな です。この税は、市税全体の約50%を占め、市民サ 土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税 固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の

平成27年度から税率が1・5%から1・6%に変わります

度までは1・4%とし、平成20年度から21年度までは1・5%とする。なお、 もあり得る』とされています。 社会情勢によっては、1・5%から1・6%に引き上げる時期が前後すること 協定では『固定資産税率は1・6%とする。ただし、平成17年度から19年 固定資産税の税率は、平成17年の市町村合併での協定による決定事項です。

◆ これまで1・5%だったのは?

きにより昨年度まで1・5%に据え置い で景気が冷え込んだため、協定のなお書 を1・5%に引き上げましたが、その後 てきました。 に起こったリーマンショックなどの影響 合併協定に基づき平成20年度には税率

なぜ平成27年度からなの?

サービスを維持していくために、財源の 障経費の増大が著しい状況です。市民 様に、超高齢化社会の進行に伴う社会保 本市の財政状況は、他の地方都市と同

> 判断し、平成27年度からとしました。 価替えをした金額で課税を行う年で、評 平成27年度は3年ごとの土地・家屋の評 確保が重要な課題となっています。また、 ら、少しでも負担感の軽減につながると 価額の下落が見込まれます。このことか

増えた固定資産税を何に使うの?

めのまちづくりなどへの財源になりま バレー構想の推進など定住促進を図るた 子育て支援策の拡充、企業誘致やフード 介護などの社会保障経費への対応の他 高齢化社会に伴い増大している医療

税額の計算方法

率 (1・6%)」という式で求められます。 があります。 整措置の適用があるときは、異なる場合 価額)と本来同じであるとされています。 この課税標準額は、固定資産の価格(評 ただし、課税標準の特例措置や負担調 固定資産税の税額は「課税標準額×税

おり、本年度が評価替えの年となってい 見直す評価替えは通常3年ごとに行って なお、土地と家屋の固定資産の価格を

家屋の評価方法

価基準」に基づき行われます。 家屋の評価は、国が示す「固定資産評

価などを考慮し、 の価格を新築時から経過年数に応じた減 算出し、これを基準とします。この基準 に必要とされる建築費「再建築価格」を を、評価時点でその場所に新築した場合 評価の対象となる家屋と同一のもの 家屋の評価額を求めま

家屋としては課税対象外

定の要件を備えたものになります。 固定資産税の課税対象となる家屋は、

含めて評価することとされています。 やバルコニー、玄関ポーチなどは家屋に しては課税の対象にはなりません。 どは要件を満たしていないため、家屋と 無くブロックの上に置いただけの物置な ただし、給水、排水、電気などの設備 門や塀、壁の無いカーポート、基礎が

軽減措置 住宅を新築した場合の

固定資産税が減額さ は、新築後一定期間、 新築住宅について



【対象となる住宅】

- ①専用住宅、共同住宅、併用住宅(併用 の1以上) 住宅の場合は、居住部分の割合が2分
- の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下②居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外

【減額される範囲】

120㎡相当部分までが減額範囲となり のはその全部、120㎡を超えるものは 居住部分の床面積が120㎡までのも

【減額される額】

資産税の2分の1が減額されます。 減額範囲に相当する家屋にかかる固定

【減額される期間】

- ①一般住宅は新築後3年度分(3階建以 上の中高層耐火住宅は5年度分
- ②認定長期優良住宅は新築後5年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅は7年
- ※ 認定長期優良住宅は、行政庁の認定を受 る書類(認定通知書の写し)が必要です。 けて新築された住宅であることを証明す

【その他】

ますので、家屋の固定資産税が上がりま 軽減期間を過ぎると本来の税額に戻り

償却資産とは

きる機械や器具、備品などをいいます。 が、その事業のために使用することがで 飲食業、農業などの事業を行っている人 償却資産とは、会社や個人で建設業や

- ·構築物 ルハウスなど) (店舗内装、 舗装路面、 ビニー
- 機械や装置(各種加工製造用機械、 変電設備、 農業用機械など) 受
- 船舶、車両や運搬具(自動車税や軽自 動車税が課税されるものは除く





宅地評

価

の基準

償却資産の申告は必要?事業を始めたが

住宅用地に

対する課税

の

特例措置

者自らが市町村に申告する必要がありま 償却資産は、毎年1月末日までに事業

な場合は、お問い合 となるかどうか不明 る資産が申告の対象 た人などで、所有す わせください。 新たに事業を始め



あります。

この住宅用地に対しては、家屋の床面

宅など)の敷地に利用されている土地が 用されている土地②併用住宅(店舗兼住

住宅用地には、①専用住宅の敷地に利

土地の評価方法

が設けられています

(図1参照)。

地です。 鉱泉地、 評価の対象となる土地は、田、畑、宅地、 池沼、 山林、牧場、 原野、

方法で評価します。 定資産評価基準」により、 これらの土地の評価は、 国が示す 地目別の評価

りなく、 ります。 登記簿上の地目に関わ 1日の現況の地目によ 評価上の地目は、土地 固定資産税における その年の1月



【図1】専用住宅の敷地の例

床面積の10倍までを限度に住宅用地とされる この場合300㎡全てが住宅用地となります。 また、住宅用地の200㎡が小規模住宅用地とな

の住宅用地の取り扱いについて り、残り 100㎡が一般住宅用地となります。

\boxplus 田 È 般住宅用地 床面積 (100m²)

【小規模住宅用地】

超える場合は住宅一戸当たり200㎡ま 標準額は評価額の6分の1となります。 での部分)を小規模住宅用地といい、課税 200㎡以下の住宅用地(200㎡を

【一般住宅用地

3分の1となります。 住宅用地といい、課税標準額は評価額の 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般

7割程度を目途として決められていま

ら、地価公示価格(国土交通省が1月1

を図る目的で、平成6年度の評価替えか

宅地の価格は、評価の均衡化・適正化

日現在の宅地の価格として発表)などの

異なります。 によって、住宅用地の適用される面積が ている土地については、居住部分の割合 なお、併用住宅の敷地として使用され

上がったのはなぜ?今年、土地の固定資産税が昨年8月に住宅を壊したが

課税標準額の特例措置の軽減がなくな

に軽減する必要から課税標準の特例措置 積の10倍までを限度に、その税負担を特

敷地面積が300㎡、家屋の床面積が100㎡

住宅を壊した場合、住宅用地に対する

小規模住宅用地 (200m²)

ります。 ます。また、併用住宅の増改築などで居 り、翌年から土地の固定資産税が上がり の土地の固定資産税が増減する場合があ 住部分の面積に変更がある場合も、翌年

の時は、事前にお問い合わせください。 建物の取り壊しや増改築などをお考え

納税通知書が のはなぜ? **(**) 2月に土地と家屋 |が送られてきた!、固定資産税の を

税されることになります。 の年の税金は1月1日現在の所有者に課 したがって、年の途中で売却しても、そ 1月1日現在の所有者に課税されます。 なお、このような場合、税金の支払方 土地と家屋の固定資産税は、その年の

取り交わしておくことが多いようです。 法などは売主と買主との間で、事前に話 し合いをしておくか、売買契約書などで

地籍調査後の固定資産税

れます。 分について、 の課税は、 合併協議の結果に基づき、地籍調査後 毎年1月1日現在の登記完了 登記された新地積で課税さ

問合せ 資産税課 334108 各支所地域振興課

、鏡支所は市民環境課